

「認定の基準」についての分野別指針  
- 森林・林業及び森林生産物 -

JAB PD364:2016 D4

第2版：2016年 mm 月 dd 日

第1版：2014年07月11日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

0. 序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用文書.....	4
3. 用語と定義.....	7
3.3 その他の用語.....	8
4. 一般要求事項.....	9
4.1 法的及び契約上の事項.....	9
4.1.1 法的責任.....	9
4.1.2 認証の合意.....	9
4.1.3 ライセンス, 認証及び適合マークの使用.....	9
4.2 公平性のマネジメント.....	9
4.3 債務及び財務.....	10
4.4 非差別的条件.....	12
4.5 機密保持.....	12
4.6 情報の公開.....	12
5.1 組織構造及びトップマネジメント.....	14
5.2 公平性確保のメカニズム.....	14
6.1 認証審査員.....	19
6.2 レビューアー及び認証決定者.....	19
7. プロセス要求事項.....	20
7.1 一般.....	20
7.2 申請.....	20
7.3 申請のレビュー.....	20
7.4 評価.....	20
7.5 評価結果のレビュー.....	21
7.6 認証の決定.....	21
7.7 認証文書.....	21
7.8 認証された製品の登録簿.....	24
7.9 サーベイランス.....	25
7.10 認証に影響を与える変更.....	25
7.11 認証の終了, 範囲の縮小, 一時停止又は取消し.....	25
7.12 記録.....	25
7.13 苦情及び異議申し立て.....	25
8. マネジメントシステム要求事項.....	26
附属書 1 スキームオーナーが容認する認定.....	27
附属書 2 スキームオーナーによる認証機関の公示.....	27
附属書 3 マルチサイト CoC 認証.....	27
附属書 4 ICS コードと SGEC2-10-5CoC 認証対象製品の Code との関係.....	28

「認定の基準」についての分野別指針  
- 森林・林業及び森林生産物 -

## 0. 序文

本文書は、森林管理及び／又は森林生産物の分別管理(Chain of Custody、以下「CoC」という)を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065 という)で認定される製品認証機関(以下、「認証機関」という)に適用する指針である。

また、森林管理認証においては、一般社団法人緑の循環認証会議(Sustainable Green Ecosystem Council、以下、「SGEC」という、備考1参照)認証制度(以下、「SGEC スキーム」という)、CoC 認証においてはSGEC スキーム及び Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes(以下、「PEFC」という、備考2参照)森林認証プログラム(以下、「PEFC スキーム」という)の内、製品認証機関に関する要求事項を本指針に採用する。

備考1 日本国内において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とし、森林管理認証及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証並びにその認証審査を行う機関の管理運営に係る事業を実施している団体。

URL: <http://www.sgec-eco.org/>

備考2 各国において、国および国内諸レベルで持続可能な森林管理のために国際的に合意された要求事項に基づいて、それぞれの国や地域の状況を反映した森林認証規格・制度を策定し、また、それらの間の相互承認をするための枠組みを提供する国際的な団体。本部ジュネーブ。

URL: <http://pefcasia.org/japan/>

## 1. 適用範囲

1.1 本指針は、SGEC スキームの下で森林管理認証を行う認証機関(以下、「森林管理認証機関」という)及びSGEC スキーム及び／又はPEFC スキーム下でCoC 認証を行う認証機関(以下、「CoC 認証機関」という)に適用する。

### 1.2 認証対象製品

#### 1.2.1 森林管理認証機関の認証対象製品

SGEC「認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」 1.2.1による。

#### 1.2.2 CoC 認証機関の認証対象製品

SGEC「認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」 1.2.2による。

### 1.3 認証対象製品の評価

森林管理認証機関及び CoC 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

- a) 森林管理認証：
  - SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン
- b) CoC 認証：以下のいずれかもしくは両方
  - SGEC・CoC 認証ガイドライン、CoC 認証ガイドラインに係わる技術文書 4-1~4-2-14
  - PEFC ST 2002:2013 林製品の CoC - 要求事項

1.4 森林管理認証機関は、SGEC スキーム(SGEC「認証制度の管理運営に関する文書」第 5 章、及び「附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、「附属文書 2-13 SGEC 認証・認定の手順」)に規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。但し、初回審査では『認定機関による認定』という要件は適用しない。

1.5 CoC 認証機関は、SGEC スキーム(SGEC「認証制度の管理運営に関する文書」第 5 章及び「附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、「附属文書 2-13 SGEC 認証・認定の手順」)及び / 又は PEFC スキーム(PEFC 基準的文書付属文書 6 認証・認定手順」5 項、ST2003:2012「PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」)に規定される認証機関に要求される事項及び付属書 1 の要件を満足しなければならない。但し、初回審査では『認定機関による認定』という要件は適用しない。

## 2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能である。

### 2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065:2012 適合性評価—製品，プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 ((ISO/IEC 17065) IDT)
- b) ~~JAB PD200204-2007 製品認証機関の認定の手順(付表 2 第三者製品認証スキームのタイプ)第三者製品認証システムの類型 (JIS Q 0067(ISO/IEC Guide 67) IDT、以下「P204」という)~~
- c) International Classification for Standards(ICS)<sup>+</sup> (以下、「ICS コード」という)
- d) SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(以下、「SGEC 森林管理基準」という)
- e) SGEC 文書 2 認証制度の管理運営に関する文書(以下、「SGEC 文書-2 運営文書」という)

いう)

- ~~f)d)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 2 附属文書 2-1 別紙 SGEC ロゴマーク (以下、「SGEC2-1 マーク規定」という)
- ~~h)e)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 2 附属文書 2-2 SGEC マークの使用要領(以下、「SGEC2-2 マーク使用要領」という)
- ~~f)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-2-1-1 SGEC ロゴマークライセンスの発行について(以下、「SGEC2-2-1-1 マークライセンス発行」という)
- ~~g)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-2-1-2 PEFC ロゴライセンスの発行について(以下、「SGEC2-2-1-2 PEFC ロゴライセンス」という)SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-3 森林管理認証審査調書(以下、「SGEC 森林管理認証審査調書」という)
- ~~f)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件 (以下、「SGEC グループ森林管理認証要件」という)
- ~~j)h)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 2 附属文書 2-5 定期審査調査事項(以下、「SGEC2-5 定期審査調査事項」という)
- ~~i)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-7 定期審査調査事項(以下、「SGEC2-7 CoC 認証審査調書」という)
- ~~g)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-7 CoC 認証審査調書(以下、「SGEC CoC 認証審査調書」という)
- ~~h)j)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 2 附属文書 2-8 統合 CoC 管理事業体の要件(以下、「SGEC2-8 統合 CoC 要件」という)
- ~~m)k)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 2 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項(以下、「SGEC2-10 認証機関要求事項」という)
- ~~l)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-10-1-1 SGEC 認証機関の認証要件(以下、「SGEC2-110-1-1 認証機関要件」という)
- ~~m)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-10-1-2 SGEC 認証機関の公示について(以下、「SGEC2-10-1-2 認証機関公示」という)
- ~~n)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-10-2 統合 CoC 管理事業体認証(以下、「SGEC2-10-2 CoC 管理事業体認証」という)
- ~~o)~~ SGEC 文書 2 附属文書 2-10-3 認証機関の審査員の要件(以下、「SGEC2-10-3 審査員要件」という)
- ~~n)~~ SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10-1 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「3-1-2」及び「3-2-2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」(以下、「SGEC 適合性確認事項」という)
- ~~p)~~ SGEC 文書 2 管理文書 附属文書 2-10-5~~3~~ 認証機関の審査員の要件-SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「III.3.4.4.d」の「SGEC の対象製品」について(以下、「SGEC2-10-5CoC 認証 3

- 対象製品審査員要件」という)
- q) SGEC 文書 2 附属文書 2-11 SGEC 認証制度の管理運営(以下、「SGEC2-11 認証制度管理運営」という)
- r) SGEC 管理文書 2 附属文書 2-11-1 SGEC 苦情処理に関する文書(以下、「SGEC2-11-1 苦情処理」という)
- ~~—SGEC 管理文書 附属文書 2-12 SGEC 規格の制定(以下、「SGEC2-12 規格の制定」という)~~
- s) SGEC 管理文書 2 附属文書 2-13 SGEC 認証・認定の手順(以下、「SGEC2-13 認証・認定の手順」という)
- t) SGEC 文書 2 附属文書 2-13-1 SGEC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について(以下、「SGEC2-13-1 審査員教育・訓練」という)
- u) SGEC 文書 2 附属文書 2-13-2 SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について(以下、「SGEC2-13-2 SGEC/PEFC 認証機関公示」という)
- v) SGEC 文書 3 森林管理認証基準・指針・ガイドライン(以下、「SGEC 文書-3 森林心理管理基準」という)
- w) SGEC 文書 3 附属文書 3-1 林道、作業道等の林内施設整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い(以下、「SGEC3-1 林内施設整備伐採木材」という)
- x) SGEC 文書 3 附属文書 3-2 SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 4-7-3 で規定する WHO のタイプ 1A 及び 1B に分類される例外使用を認める薬剤について(以下、「SGEC3-2 例外使用薬剤」という)
- y) SGEC 文書 4 SGEC-CoC 認証ガイドライン(以下、「SGEC 文書-4 CoC 認証ガイドライン」という)
- z) SGEC 文書 4 附属文書 4-1 SGEC 認証原材料に関する文書(以下、「SGEC4-1 認証原材料」という)
- aa) SGEC 文書 4 附属文書 4-2 SGEC-CoC 認証ガイドライン使用ガイド(以下、「SGEC4-2 CoC 認証ガイドライン使用ガイド」という)
- bb) SGEC 文書 4 附属文書 4-2-1 SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイドライン(以下、「SGEC4-2-1 特定プロジェクト CoC 認証ガイドライン」という)
- ~~—SGEC 文書 3 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(以下、「SGEC 文書 3 森林管理基準」という)~~
- ~~—SGEC 文書 4 SGEC-CoC 認証ガイドライン(以下、「SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン」という)~~
- ~~—SGEC-CoC 認証ガイドラインに関する文書 附属文書 4-1 SGEC 認証原材料に関する文書(以下、「SGEC4-1 認証原材料」という)~~
- ~~—SGEC-CoC 認証ガイドラインに関する文書 附属文書 4-2 SGEC-CoC 認証ガイドライン使用ガイド(以下、「SGEC4-2 認証ガイドライン」という)~~
- j) SGEC-CoC 認証ガイドラインに関する文書 附属文書 4-2-1 SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイドライン(以下、「SGEC4-2-1 特定認証ガイドライン」という)及び技術文書 4-1~4-4
- ~~—SGEC SGEC 文書管理について 附属文書 5-2 (以下、「SGEC5-2 文書管理」という)~~

- ~~cc)~~ PEFC 基準的文書 認証・認定手順 付属文書 6(以下、「PEFC Annex 6」という)
- dd)PEFC ST2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版(以下、「PEFC ST2001」という) PEFC ST 2003:2012 PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(以下、「PEFC ST2003」という)
- ~~ee)~~ PEFC ST 2002:2013 林産品の CoC - 要求事項 第二版(以下、「PEFC ST2002」という)
- ff)PEFC ST 2003:2012 PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項 第 2 版(以下、「PEFC ST2003」という)PEFC ST2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項(以下、「PEFC ST2001」という)
- ~~gg)~~ JIS Q 19011:201203 (ISO 19011:201102) 品質及び / 又は環境マネジメントシステム監査のための指針(以下、「ISO 19011」という)

- 備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。
- 備考 2 ~~——SGEC スキーム文書(cc34d)~(bb13725e))~~は次の URL より入手できる。  
<http://www.sgec-eco.org/http://www.sgec-eco.org/doc/>
- 備考 3 PEFC スキーム文書(cc14826p)~(gg1719s))は次の URL より入手できる。  
[http://www.pefcasia.org/japan/tech\\_doc/](http://www.pefcasia.org/japan/tech_doc/)
- 備考 4 PEFC Annex 6ST2003では、ISO/IEC Guide 65(以下、「ガイド 65」という)及び IAF GD5:2006 IAF Guidance on the Application of ISO/IEC GUIDE 65-Issue 2 が引用されているが、本指針では、ISO/IEC 17065 と読み替えることとする。なお、ISO/IEC 17065 がない PEFC ST2003 の要求事項は改変することなく採用する。

### 3. 用語と定義

以降、SGEC 森林管理認証、SGEC CoC 認証、PEFC CoC 認証の各要求事項には文頭にそれぞれ[SGEC-FM]、[SGEC-CoC]、[PEFC-CoC]と付す。また、一般要求事項のみの場合は特に明示しないが、各認証に共通の指針がある場合は[共通]と付す。

以下、[SGEC]:SGEC スキーム関連文書、[PEFC]:PEFC スキーム関連文書

[SGEC-FM]

SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 2 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC-CoC 認証ガイドライン 2 項による。

[PEFC-CoC]

PEFC ST2002 3 項及び PEFC ST2003 3 項によ

#### 3.1 森林生産物の Chain of Custody (CoC)



[SGEC-CoC]

——SGEC [文書2 運営文書](#) 第 10 条による。

[PEFC-CoC]

——PEFC ST2003 3.1 項による。

### 3.2 統合 CoC 管理事業体(SGEC) / マルチサイト組織(PEFC)

[SGEC-CoC]

——SGEC [2-8](#) 統合 CoC 要件 [21-1](#) 項による。

[PEFC-CoC]

——PEFC ST2002 付属書 [2 の 2.132-2](#) 項による。

### 3.3 その他の用語

[SGEC-FM]

SGEC [文書3](#) 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 2 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC [文書4](#) CoC 認証ガイドライン [SGEC-CoC 認証ガイドライン](#) 2 項による。

[PEFC-CoC]

PEFC ST2002 3 項及び PEFC ST2003 3 項による。



#### 4. 一般要求事項森林管理

~~本章において「森林管理認証機関」は「認証機関」という。また、本指針における「サーベイランス」はSGECスキームにおける「定期審査」と同義である。~~

##### 4.1. 法的及び契約上の事項一般要求事項

##### 4.1.1 法的責任ロゴマーク使用ライセンス

[共通]

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

~~SGEC 認証機関要求事項 1.1.1 項による。~~

~~備考 SGEC マーク規定、SGEC マーク使用要領を参照。~~

##### 4.1.2 認証の合意ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

[共通]

JIS Q 17065 4.1.2 項による。SGEC 認証機関要求事項 1.1.2 項による。

##### 4.1.3 ライセンス、認証及び適合マークの使用

[SGEC-FM]

SGEC-2-10 認証機関要求事項 1.1 項、SGEC2-13 認証・認定手順 3-3 項による。なお、PEFC スキームとの相互承認成立後は、SGEC2-13-2 SGEC/PEFC 認証機関公示別紙 1 第 3 条に基づき PEFC ロゴの使用も可能となる。また、PEFC ロゴ使用については ST2001 による。

~~備考 SGEC2-1 マーク規定、SGEC2-2 マーク使用要領を参照。参照。~~

[SGEC-CoC]

SGEC-2-10 認証機関要求事項 1.1 項、SGEC2-13 認証・認定手順 3-3 項による。なお、PEFC スキームとの相互承認成立後は、SGEC2-13-2 SGEC/PEFC 認証機関公示別紙 1 第 3 条に基づき PEFC ロゴの使用も可能となる。また、PEFC ロゴ使用については ST2001 による。

~~備考 SGEC2-1 マーク規定、SGEC2-2 マーク使用要領を参照。~~

~~備考 SGEC2-1 マーク規定、SGEC2-2 マーク使用要領を参照。~~

[PEFC-CoC]

PEFC ST2001 5 項、7 項、PEFC ST2003 4.1 ~ 4.1.2 項による。

##### 4.2. 公平性のマネジメント資源に関する要求事項

[SGEC-FM] [SGEC-CoC]

SGEC2-13 認証・認定の手順 2-1 ア項による。

[PEFC-COC]

PEFC ST2003JIS Q 17065 4.2 項による。

##### 4.2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

##### 4.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

~~SGEC 認証機関要求事項 2.1.1 項による。~~

#### 4.2.1.2 審査力量・教育

~~SGEC 認証機関要求事項—2.1.2 項による。~~

~~備考 ISO 19011 を参照。~~

#### 4.2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者(個人又はグループ)の資格・力量要件

~~SGEC 認証機関要求事項—2.1.3 項による。~~

### 4.3: 債務及び財務プロセス要求事項

~~[共通 SGEC-FM] [SGEC-CoC]~~

~~SGEC 定款第 7 章による。~~

~~[PEFC-CoC]~~

~~JIS Q 17065 4.3 項による。~~

#### 4.3.1 認証の申請

##### 4.3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

~~SGEC 認証機関要求事項—3.1.1 項による。~~

##### 4.3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供

~~SGEC 認証機関要求事項—3.1.2 項による。~~

##### 4.3.1.3 グループ森林管理認証

~~SGEC 認証機関要求事項—3.1.3 項による。~~

~~備考 SGEC グループ森林管理認証要件を参照。~~

#### 4.3.2 評価

##### 4.3.2.1 文書審査(初回、更新)

~~SGEC 認証機関要求事項—3.2.1 項による。~~

##### 4.3.2.2 認証審査工数の決定(初回、更新)

~~SGEC 認証機関要求事項—3.2.2 項による。~~

~~備考 SGEC 森林管理基準及び SGEC 適合性確認事項を参照。~~

##### 4.3.2.3 評価報告

~~SGEC 認証機関要求事項—3.2.3 項による。~~

~~備考 SGEC 森林管理認証審査調書を参照。~~

##### 4.3.2.3.1 評価対象の確認

~~SGEC 認証機関要求事項—3.2.3.1 項による。~~

##### 4.3.2.3.2 認証基準の明示

~~SGEC 認証機関要求事項—3.2.3.2 項による。~~

#### ~~4.3.3 サンプルング~~

##### ~~4.3.3.1 サンプルングの方法論~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.3.1.1~3.3.1.4 項による。~~

##### ~~4.3.3.2 サンプル数~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.3.2.1~3.3.2.4 項による。~~

##### ~~4.3.3.3 追加サイト~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.3.3 項による。~~

#### ~~4.3.4 認証文書~~

##### ~~4.3.4.1 認証書の交付~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.4.1 項による。~~

##### ~~4.3.4.2 認証書の情報項目~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.4.2 項による。~~

##### ~~4.3.4.3 有効期間~~

~~SGEC 認証機関要求事項—3.4.3 項による。~~

##### ~~4.3.4.4 認証範囲~~

~~1) SGEC 認証機関要求事項—3.4.4 項による。~~

~~2) 認証が授与される製品及びサービス：以下の ICS コードを特定する。~~

- ~~□03.200 レジャー、旅行(Leisure, Tourism)~~
- ~~□07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)~~
- ~~□11.120.10 薬剤—処方及び薬草を含む (Medicaments \*Including medical prescriptions and medical herbs)~~
- ~~□13.060.10 水資源 (Water of natural resources)~~
- ~~□65.020.01 農業及び林業一般 (Farming and forestry in general)~~
- ~~□65.020.20 植物栽培—園芸、花卉園芸、種子、植物病含む (Plant growing \*Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases)~~
- ~~□65.020.30 家畜の飼育及び繁殖—衛生検査、獣医学含む (Animal husbandry and breeding \*Including sanitary inspection, Veterinary medicine))~~
- ~~□65.020.40 風致および造林 (Landscaping and silviculture)~~
- ~~□65.120 飼料 (Animal feeding stuffs)~~
- ~~□65.140 養蜂—養蜂用設備及び据付含む (Beekeeping \*Including equipment and installations for beekeeping))~~

- ~~□65.145 狩猟——狩猟用設備及び据付含む(Hunting \*Including equipment and installations for hunting)~~
- ~~□65.150 漁業及び養魚——海洋ほ乳類及び爬虫類の狩猟、水生軟体動物及びその他海産物の収穫・養殖、漁業及び養魚設備及び据付含む (Fishing and fish breeding \*Including hunting of marine mammals and reptiles, collection and breeding of aquatic molluscs and other marine products, equipment and installations for fishing and fish breeding, etc.)~~
- ~~□75.160.10 固体燃料——石炭製品、コークス、ピート、木材、石炭熱分解の誘導体その他(Solid fuels \*Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.)~~
- ~~□79.040 木材、製材及び製材品 (Wood, sawlogs and sawn timber)~~

### 3) 適用する認証スキーム

- SGEC 認証スキーム

備考 上記スキームは、P204 付表 1 の製品認証システムの 1)～6)を含んでいる。

#### 4.3.5 認証結果の SGEC への報告

~~SGEC 認証機関要求事項 3.5 項による。~~

#### 4.3.6 サーベイランス

~~SGEC 運営文書第 7 条及び SGEC 定期審査調査事項 1 項による。なお、SGEC 定期審査調査事項 1 項について、少なくとも(1)の「実施状況の確認」は現地にて実施する。また、審査工数は SGEC 定期審査調査事項 1 項に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。~~

#### 4.4 非差別的条件

[共通]

JIS Q 17065 4.4 項による

#### 4.5 機密保持

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 4.4 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC2-10 認証機関要求事項 I1.7 項による。

[PEFC-CoC]

[共通]

PEFC ST2003 JIS Q 17065 4.4 項による。

#### 4.6 情報の公開

~~[共通 SGEC-FM] [SGEC-CoC]~~

~~SGEC 文書 1 一般社団法人 緑の循環認証会議 定款 第 11 章による。~~

~~[PEFC CoC]~~

~~JIS Q 17065 4.6 項による。~~

## 5. 組織運営機構に関する要求事項森林生産物の分別管理(CoC)

~~——本章において「CoC 認証機関」は「認証機関」という。~~

~~以下、SGEC スキーム関連要求、PEFC スキーム関連要求は文頭に、それぞれ[SGEC]、[PEFC]と記述する。また、両者に共通の指針は[共通]と文頭に記述する。~~

~~備考1 PEFC ST2003 において「ISO/IEC ガイド 65 及び IAF GD5」とある部分は、本指針では「JIS Q 17065」と読み替える。~~

~~備考2 本指針における「サーベイランス」はSGEC スキームにおける「定期審査」と同義である。~~

### 5.1. 組織構造及びトップマネジメント一般要求事項

[共通]

JIS Q 17065 5.1 項による。

#### 5.1.1 スキーム・ロゴ使用

##### 5.1.1.1 ロゴマーク使用ライセンス

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 1.1.1 項による。~~

~~備考 SGEC マーク規定、SGEC マーク使用要領を参照。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 14.1.1 項及び PEFC ST2001 による。~~

##### 5.1.1.2 ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 1.1.2 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 14.1.2 項による。~~

### 5.2. 公平性確保のメカニズム資源に関する要求事項

[共通 SGEC-FM] [SGEC-CoC]

SGEC 運営文書 第2章第3条による。

[PEFC CoC]

JIS Q 17065 5.2 項による。

#### 5.2.1 認証機関の要員

##### 5.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2.1.1 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 5.2.1 項、5.2.4 項、5.2.6.1 項、5.2.6.2 項、5.3 項による。~~

##### 5.2.1.2 審査力量・教育

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2.1.2 項による。~~

~~備考 ISO 19011 を参照。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 5.2 項、5.2.2 項、5.2.3 項、5.2.5 項による。~~

##### 5.2.1.3 評価結果のレビューア又は認証の決定者(個人又はグループ)の力量要件

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2.1.3 項による。~~

### 5.3. ~~プロセス要求事項~~

#### 5.3.1 ~~認証の申請~~

##### 5.3.1.1 ~~認証申請者からの情報提供要請~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.1.1 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 8.1 項による。~~

##### 5.3.1.2 ~~要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.1.2 項による。~~

~~備考 SGEC CoC 基準を含む。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 8.2 項による。~~

##### 5.3.1.3 ~~統合 CoC 管理事業体 / マルチサイト~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.1.3 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 8.3 項による。~~

#### 5.3.2 ~~評価~~

##### 5.3.2.1 ~~文書審査(初回、更新)~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.2.1 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 9.4 項による。~~

##### 5.3.2.2 ~~認証審査工数の決定(初回、更新)~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.2.2 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 10.2.1 項、10.2.2 項、13.1.4 項による。~~

##### 5.3.2.3 ~~評価報告~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.2.3 項による。~~

~~備考 SGEC CoC 認証審査調書を参照。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 11 項による。~~

##### 5.3.2.3.1 ~~評価対象の確認~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.2.3.1 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 11.1 項による。~~

##### 5.3.2.3.2 ~~認証基準の明示~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.1.3.2 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 11.2 項による。~~

#### 5.3.3 ~~現地審査のサンプル~~

##### 5.3.3.1 ~~方法論~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.3.1.1~3.3.1.4 項による。~~



~~[PEFC] PEFC ST2003 付属書 3 の 3.1 項による。~~

#### 5.3.3.2 サンプル数

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.3.2.1~3.3.2.4 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 付属書 3 の 3.2 項による。~~

#### 5.3.3.3 追加サイト

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.3.3 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 付属書 3 の 3.4 項による。~~

#### 5.3.4 認証文書

##### 5.3.4.1 認証書の交付

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.4.1 項による。~~

##### 5.3.4.2 認証書の情報項目

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.4.2 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 12.2.1 項による。~~

##### 5.3.4.3 認証対象業種

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.4.3 項による。~~

##### 5.3.4.4 有効期間

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.4.5 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 12.2.6 項による。~~

##### 5.3.4.5 認証範囲

1) ~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.4.4 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 12.2.2 項、12.2.4 項による。~~

2) ~~[共通] 認証が授与される製品及びプロセス：以下の ICS コードを特定する。~~

- ~~□07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)~~
- ~~□11.120.10 薬剤—処方及び薬草を含む (Medicaments \*Including medical prescriptions and medical herbs)~~
- ~~□13.060.20 飲料水 (Drinking water)~~
- ~~□65.020.20 植物栽培—園芸、花卉園芸、種子、植物病含む (Plant growing \*Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases)~~
- ~~□65.120 飼料 (Animal feeding stuffs)~~
- ~~□67.080.01 果実、野菜及び関連製品一般 (Fruits, vegetables and derived in general)~~
- ~~□67.120.10 食肉及び食肉加工品 (Meat and meat products)~~

- ~~□71.100.61 精油(Essential Oils)~~
- ~~□75.160.10 固体燃料—石炭製品、コークス、PEAT、木材、石炭熱分解の誘導体その他(Solid fuels \*Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.)~~
- ~~□79.020 木材の製造プロセス—伐採搬出及び木材処理を含む(Wood technology processes \*Including logging and wood treatment)~~
- ~~□79.040 木材、製材及び製材品 (Wood, sawlogs and sawn timber)~~
- ~~□79.060.01 木材パネル—般(Wood based panels in general)~~
- ~~□79.060.10 合板(Plywood)~~
- ~~□79.060.20 繊維合板及びパーティクルボード(Fiber and particle boards)~~
- ~~□79.060.99 その他の木材パネル(Other wood-based panels)~~
- ~~□79.080 ひき材半製品—寄木張り床、ウッドブロック舗装、木製ノブその他(Semi-manufactures of timber \*Including parquet, wood paving, handles, etc.)~~
- ~~□85.040 パルプ(Pulps)~~
- ~~□85.060 紙及び板紙(Paper and board)~~
- ~~□85.080 紙製品—紙基盤文具—他形態文具(非紙基盤)(Paper products \*Including paper based stationary \*Other forms of stationary (non-paper based))~~
- ~~□85.080.01 紙製品—般(Paper products in general)~~
- ~~□85.080.10 事務用紙(Office paper)~~
- ~~□85.080.20 ティッシュペーパー(Tissue paper)~~
- ~~□85.080.30 段ボール紙—包装用紙 (Cardboard \*Paper for packaging)~~
- ~~□85.080.99 その他の紙製品(Other paper products)~~
- ~~□91.080.20 木材構造(Timber structures)~~
- ~~□97.140 家具—室内装飾用品、マットレス、事務用家具、教育施設用家具含む (Furniture \*Including upholstery, mattresses, office furniture, school furniture, etc.)~~
- ~~□97.200.20 楽器(Musical instruments)~~
- ~~□97.200.50 玩具—玩具の安全性含む (Toys \*Including safety of toys)~~
- ~~□97.180 種々の家庭用及び商業用設備(Miscellaneous domestic and commercial equipment)~~

### ~~3) 適用する認証スキーム~~

- ~~□SGEC 認証スキーム~~
- ~~□PEFC 認証スキーム~~

~~備考 上記スキームは、P204 付表 1 の製品認証システムの 1)~6) を含んでいる。~~

### ~~5.3.5 認証結果のスキームオーナーへの報告~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項—3.5 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 12.2.8 項による。~~

### ~~5.3.6 サーベイランス~~

#### ~~5.3.6.1 サーベイランス実施頻度及び審査工数~~

~~[SGEC] 実施頻度は SGEC 認証機関要求事項 3.6.1 項による。また、審査工数は SGEC 定期審査調査事項 2 項に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。~~

~~[PEFC] 実施頻度は PEFC ST2003 13.1.1 項による。また、審査工数は PEFC ST2003 13.1.4 項による。~~

#### ~~5.3.6.2 サーベイランスの実施場所~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.6.2 項による。~~

~~備考 SGEC 定期審査調査事項を参照。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 13.1.2 項による。~~

#### ~~5.3.6.3 サーベイランスの現地審査の除外~~

~~[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3.6.3 項による。~~

~~[PEFC] PEFC ST2003 13.1.3 項による。~~

以上

## 6. 資源に関する要求事項

### 6.1- 認証審査員機関期間の要員

#### 6.1.1 一般

##### [SGEC-FM]

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.1 ~ 2.1.2 項、SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.2 項  
SGEC2-10-3 審査員要件 2 ~ 項、3 項、4 項、SGEC2-13 認証・認定手順 2-2 項、SGEC2-13-1  
審査員教育・訓練による。また、外部資源については SGEC2-10 認証機関要求事項 I1.6  
項による。項による。~~

##### [SGEC-CoC]

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.1 ~ 2.1.2 項、SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.2 項、  
2-10 の要件も追加~~

~~SGEC2-10-3 審査員要件 2 ~ 項、3 項、4 項、SGEC2-13 認証・認定手順 2-2 項、SGEC2-13-1  
審査員教育・訓練による。また、外部資源については SGEC2-10 認証機関要求事項 I1.6  
項による。による。~~

##### [PEFC-CoC]

~~PEFC ST2003 6.1.1 ~ 6.1.1.3 項による。による。~~

### 6.1.2 認証プロセスに關与する要員の力量のマネジメント

#### ~~[SGEC-FM]~~

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.2 項、SGEC 2-10-3 審査員要件 3 項、4 項による。~~

#### ~~[SGEC-CoC]~~

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 2.1.2 項、SGEC 2-10-3 審査員要件 3 項、4 項による。~~

#### ~~[PEFC-CoC]~~

~~JIS Q 17065 6.1.2 項による。~~

### 6.1.3 要員との契約

#### [共通]

~~JIS Q 17065 6.1.3 項による。~~

## 6.2- レビューア-及び認証決定者評価のための資源

### 6.2.1 内部資源

#### [SGEC-FM]

~~SGEC 2-10 認証機関要求事項 2.1.3 項による。~~

#### [SGEC-CoC]

~~SGEC 2-10 認証機関要求事項 2.1.3 項による。~~

#### [PEFC-CoC]

~~PEFC ST2003 JIS Q 17065 6.2.1 項による。~~

### 6.2.2 外部資源（外部委託）

[共通]JIS Q 17065 6.2.2 項による。7. プロセス要求事項7.1- 一般[SGEC-FM] ~~[SGEC-CoC]~~SGEC 文書 2 運営文書第 1 条によ-GEC 文書 2 運営文書第 18 ~ 19 条 第 5 章による。[SGEC-CoC]SGEC2 運営文書第 18 ~ 19 条による他、CoC 管理事業体の認証プロセスは SGEC2-10-2 CoC 管理事業体認証による。~~る。~~[PEFC-CoC]PEFC ST2003JIS Q 17065 7.1 項による。7.2- 申請[SGEC-FM]SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.1 項による。また、認証申請者は、SGEC 2-10 認証機関要求事項 I1.5.1 項を満たすものとする。[SGEC-CoC]SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.1 項による。また、認証申請者は、SGEC 2-10 認証機関要求事項 I1.5.2 項を満たすものとする。[PEFC-CoC]PEFC ST2003 7.2 ~ 7.2.3 項による。7.3- 申請のレビュー[SGEC-FM]SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.1.2.3 項による。[SGEC-CoC]SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.1.2.3 項による。[PEFC-CoC]PEFC ST2003 7.3 ~ 7.3.4 項による。7.4- 評価[SGEC-FM]SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2 項、SGEC2-13 認証・認定手順 3-4 項による。また、現地サンプリングについては SGEC 2-10 認証機関要求事項 3.3 項による。なお、評価報告の要約は、SGEC2-13 認証・認定手順 3-5 項に基づき一般に公開可能でなければならない。[SGEC-CoC]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2 項による。また、現地サンプリングについては SGEC 2-10 認証機関要求事項 3.3 項による。なお、評価報告の要約は、SGEC2-13 認証・認定手順 3-5 項に基づき一般に公開可能でなければならない。

[PEFC-CoC]

PEFC ST2003 7.4~7.4.7 項による。

#### 7.5 評価結果のレビュー

[SGEC-FM 共通]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2.3.3 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2.3.3 項による。

[PEFC-CoC]

PEFC ST2003 ~~JIS Q 17065~~ 7.5 項による。

#### 7.6 認証の決定

[SGEC-FM]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2.4 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.2.4 項による。

[PEFC-CoC]

PEFC ST2003 7.6~7.6.4 項による。

#### 7.7 認証文書

##### 7.7.1 SGEC 森林管理認証の認証範囲

[SGEC-FM]

SGEC 2-10 認証機関要求事項- 3.4 項、SGEC 2-2-1-1 マークライセンス発行 3 項(ただし、初回審査時 3-1 項は適用しない)による。また、

7.7.1.2 認証が授与される製品及びサービスについて以下の ICS コードを特定する。なお、適用する認証スキームは SGEC スキームである。

< SGEC-FM ICS コード >

- 03.200 レジャー、旅行(Leisure, Tourism)
- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 処方及び薬草を含む(Medicaments \*Including medical prescriptions and medical herbs)
- 13.060.10 水資源(Water of natural resources)
- 65.020.01 農業及び林業一般(Farming and forestry in general)
- 65.020.20 植物栽培 園芸、花卉園芸、種子、植物病含む(Plant growing \*Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases)
- 65.020.30 家畜の飼育及び繁殖 衛生検査、獣医学含む(Animal husbandry)

- and breeding \*Including sanitary inspection, Veterinary medicine))
- [65.020.40](#) [風致および造林\(Landscaping and silviculture\)](#)
- [65.120](#) [飼料\(Animal feeding stuffs\)](#)
- [65.140](#) [養蜂 養蜂用設備及び据付含む \(Beekeeping \\*Including equipment and installations for beekeeping\)\)](#)
- [65.145](#) [狩猟 狩猟用設備及び据付含む\(Hunting \\*Including equipment and installations for hunting\)\)](#)
- [65.150](#) [漁業及び養魚 海洋ほ乳類及び爬虫類の狩猟、水生軟体動物及びその他海産物の収穫・養殖、漁業及び養魚設備及び据付含む \(Fishing and fish breeding \\*Including hunting of marine mammals and reptiles, collection and breeding of aquatic molluscs and other marine products, equipment and installations for fishing and fish breeding, etc.\)](#)
- [75.160.10](#) [固体燃料 石炭製品、コークス、PEAT、木材、石炭熱分解の誘導体その他\(Solid fuels \\*Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.\)](#)
- [79.040](#) [木材、製材及び製材品 \(Wood, sawlogs and sawn timber\)](#)

#### 適用する認証スキーム

#### —SGEC 認証スキーム

備考 上記スキームは、JAB PD200 付表 2 の第三者製品認証スキームのタイプ )~) を含んでいる。

#### 7.7.2 SGEC/PEFC CoC 認証の認証範囲

##### [SGEC-CoC]

SGEC 2-10 認証機関要求事項— 3.4 項、SGEC 2-2-1-1 マークライセンス発行 3 項(ただし、初回審査時 3-1 項は適用しない)による。また、認証が授与される製品及びプロセスについて以下の CoC 共通 ICS コードを特定する。なお、適用する認証スキームは SGEC スキームである。ICS コードと SGEC2-10-5CoC 認証対象製品の Code との関係については附属書 4 を参照。

##### [PEFC-CoC]

PEFC ST2003 7.7~7.7.8 項による。また、認証が授与される製品及びプロセスについて以下の CoC 共通 ICS コードを特定する。なお、適用する認証スキームは PEFC スキームである。

< CoC 共通 ICS コード > 7.7.2.1 [共通] 認証が授与される製品及びプロセス：以下の ICS コードを特定する。

- [07.100.30](#) [食品微生物学 \(Food microbiology\)](#)



- [11.120.10](#) [薬剤 処方及び薬草を含む\(Medicaments \\*Including medical prescriptions and medical herbs\)](#)
- [13.060.20](#) [飲料水\(Dinking water\)](#)
- [27.190](#) [生物由来及びその他の代替エネルギー源](#)
- [55.040](#) [包装材料及び付属品](#)
- [55.160](#) [ケース・箱・クレート](#)
- [55.180.01](#) [貨物の配送一般](#)
- [55.180.10](#) [一般貨物コンテナ](#)
- [55.180.20](#) [一般貨物パレット](#)
- [55.180.99](#) [貨物の配送に関するその他の規格](#)
- [65.020.20](#) [植物栽培 園芸、花卉園芸、種子、植物病含む\(Plant growing \\*Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases\)](#)
- [65.120](#) [飼料\(Animal feeding stuffs\)](#)
- [67.080.01](#) [果実、野菜及び関連製品一般\(Fruits, vegetables and derived in general\)](#)
- [67.120.10](#) [食肉及び食肉加工品\(Meat and meat products\)](#)
- [71.100.61](#) [精油\(Essential Oils\)](#)
- [75.160.10](#) [固体燃料 石炭製品、コークス、ピート、木材、石炭熱分解の誘導体その他\(Solid fuels \\*Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.\)](#)
- [79.020](#) [木材の製造プロセス 伐採搬出及び木材処理を含む \(Wood technology processes \\*Including logging and wood treatment\)](#)
- [79.040](#) [木材、製材及び製材品 \(Wood, sawlogs and sawn timber\)](#)
- [79.060.01](#) [木材パネル一般\(Wood based panels in general\)](#)
- [79.060.10](#) [合板\(Plywood\)](#)
- [79.060.20](#) [繊維合板及びパーティクルボード\(Fiber and particle boards\)](#)
- [79.060.99](#) [その他の木材パネル\(Other wood-based panels\)](#)
- [79.080](#) [ひき材半製品 寄木張り床、ウッドブロック舗装、木製ノブその他 \(Semi-manufactures of timber \\*Including parquet, wood paving, handles, etc.\)](#)
- [79.100](#) [コルク及びコルク製品](#)
- [85.040](#) [パルプ\(Pulps\)](#)
- [85.060](#) [紙及び板紙\(Paper and board\)](#)
- [85.080](#) [紙製品 紙基盤文具 他形態文具\(非紙基盤\)\(Paper products \\*Including paper based stationary \\*Other forms of stationary \(non-paper based\)\)](#)
- [85.080.01](#) [紙製品一般\(Paper products in general\)](#)
- [85.080.10](#) [事務用紙\(Office paper\)](#)
- [85.080.20](#) [ティッシュペーパー\(Tissue paper\)](#)
- [85.080.30](#) [段ボール紙 包装用紙 \(Cardboard \\*Paper for packaging\)](#)

- [85.080.99](#) [その他の紙製品\(Other paper products\)](#)
- [91.040.10](#) <sup>注</sup> [建築物一般 建築物環境設計を含む \(Buildings in general \\*Including building environment design\)](#)
- [91.060.01](#) [建築物の構成要素一般](#)
- [91.060.10](#) [壁・間仕切り・正面](#)
- [91.060.20](#) [屋根](#)
- [91.060.30](#) [天井・床・階段](#)
- [91.060.50](#) [戸及び窓](#)
- [91.060.99](#) [その他の建築物構成要素](#)
- [91.080.20](#) [木材構造\(Timber structures\)](#)
- [91.180](#) <sup>注</sup> [内装仕上げ\(Interior finishing\)](#)
- [97.140](#) [家具 室内装飾用品、マットレス、事務用家具、教育施設用家具含む \(Furniture \\*Including upholstery, mattresses, office furniture, school furniture, etc.\)](#)
- [97.180](#) [種々の家庭用及び商業用設備\(Miscellaneous domestic and commercial equipment\)](#)
- [97.200.20](#) [楽器\(Musical instruments\)](#)
- [97.200.50](#) [玩具 玩具の安全性含む \(Toys \\*Including safety of toys\)](#)
- ~~● [97.180](#) [種々の家庭用及び商業用設備\(Miscellaneous domestic and commercial equipment\)](#)~~

注 SGEC CoC 認証に限る

~~3) 適用する認証スキーム~~

~~—— SGEC 認証スキーム~~

~~—— PEFC 認証スキーム~~

~~備考 上記スキームは、JAB PD200 付表 2 の第三者製品認証スキームのタイプ 1)～3)を含んでいる。~~

## 7.8- 認証された製品の登録簿

### [SGEC-FM 共通]

JIS Q 17065 7.8 項による。また、取消しを含む認証状況とその適用範囲の変更については SGEC 2-10 認証機関要求事項 3.5 項、SGEC2-13 認証・認定手順 3-2 項に基づき SGEC に通知しなければならない。

### [SGEC-CoC]

JIS Q 17065 7.8 項による。また、取消しを含む認証状況とその適用範囲の変更については SGEC 2-10 認証機関要求事項 3.5 項、SGEC2-13 認証・認定手順 3-2 項に基づき SGEC に通知しなければならない。

### [PEFC-CoC]

PEFC ST2003 7.8 項による。

7.9. サーベイランス[SGEC-FM]SGEC 文書 2 運営文書第 7 条、SGEC2-5 定期審査調査事項 1 項、SGEC2-10 認証機関要求事項 3.6 項による。[SGEC-CoC]SGEC 文書 2 運営文書第 14 条、SGEC2-5 定期審査調査事項 2 項、SGEC2-10 認証機関要求事項 3.6 項による。[PEFC-CoC]PEFC ST2003 7.9~7.9.4 項による。7.10. ~~認証に影響変更を与える変更~~[SGEC-FM] [SGEC-CoC]JIS Q 17065 7.10 項 ~~SGEC 2-12 規格の制定による。~~[PEFC-CoC]PEFC ST2003 ~~JIS Q 17065 7.10 項による。~~7.11. 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し[SGEC-FM]終了・縮小・一時停止は JIS Q 17065 7.11 項、取消しは SGEC 文書 2 運営文書第 8 条による。[SGEC-CoC]終了・縮小・一時停止は JIS Q 17065 7.11 項、取消しは SGEC 文書 2 運営文書第 16 条による。[PEFC-CoC]PEFC ST2003 ~~JIS Q 17065 7.11 項による。~~7.12. 記録[SGEC-FM]~~SGEC 文書 3 森林管理基準 1-4-1、4-6-3、5-1-2、7-3、7-4-1 項による。~~[SGEC-CoC]JIS Q 17065 7.12 ~~SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン 6-1-4、7-2-2、7-4 項による。~~[PEFC-CoC]PEFC ST2003 ~~JIS Q 17065 7.12 項による。~~7.13. 苦情及び異議申し立て[SGEC-FM] [SGEC-CoC]JIS Q 17065 7.13 項による。~~SGEC 文書 2 運営文書 第 7 章苦情処理、SGEC 2-11-1 3(2)項に苦情処理による。~~[PEFC-CoC]

PEFC ST2003JIS Q 17065 7.13 項による。

## 8. マネジメントシステム要求事項

### 8.1. マネジメントシステムに関する選択肢

[SGEC-FM] [SGEC-CoC]

JIS Q 17065 8 項による。

[PEFC CoC 共通]

PEFC ST2003JIS Q 17065 8.1 項による。

附則 第2版は発行日以降に立案される審査に適用する。

### 8.2. マネジメントシステム文書

[SGEC-FM] [SGEC-CoC]

SGEC 文書 2 運営文書 第 1 条による。

[PEFC CoC]

JIS Q 17065 8.2 項による。

### 8.3. 文書管理

[SGEC-FM] [SGEC-CoC]

SGEC 5-2 文書管理による。

[PEFC CoC]

JIS Q 17065 8.3 項による。

### 8.4. 記録の管理

[SGEC-FM]

SGEC 文書 3 森林管理基準 1-4-1、4-6-3、5-1-2、7-3、7-4-1 項による。

[SGEC-CoC]

SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン 6-1-4、7-2-2、7-4 項による。

[PEFC CoC]

JIS Q 17065 8.4 項による。

### 8.5. マネジメントレビュー

[共通]

JIS Q 17065 8.5 項による。

### 8.6. 内部監査

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 8.6 項による。

[SGEC-CoC]

~~SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン 7-2-2、7-3-1、7-6-1、7-6-2 項による。~~

~~[PEFC CoC]~~

~~JIS Q 17065 8.6 項による。~~

~~8.7. 是正処置~~

~~[SGEC-FM]~~

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 3.2.4.3、3.2.4.4 項による。~~

~~[SGEC-CoC]~~

~~SGEC2-10 認証機関要求事項 3.2.4.3、3.2.4.4 項による。~~

~~[PEFC CoC]~~

~~JIS Q 17065 8.7 項による。~~

~~8.8. 予防処置~~

~~[共通]~~

~~JIS Q 17065 8.8 項による。~~

附属書 1 スキームオーナーが容認する認定

[SGEC] SGEC 文書 2 運営文書第 19 条(1)による。

[PEFC] PEFC ST2003 附属書 1 による。

附属書 21 スキームオーナーによる認証機関の公示

[SGEC] SGEC 文書 2 運営文書第 19 条、20 条、第 23 条による。

[PEFC] PEFC ST2003 附属書 2 による。

附属書 32 マルチサイト CoC 認証

[SGEC] SGEC2-8 統合 CoC 要件による。

[PEFC] PEFC ST2003 附属書 3 による。

附属書 4 ICS コードと SGEC2-10-5CoC 認証対象製品の Code との関係

ICSコード	PEFC Product Code	Roundwood(丸木)										
		1000	1010	1020	1030	1040	1050	2000	2010	2020	3000	3010
		Sawlogs and Veneer logs (製材原木丸木及びびベニア用原木)	Pulpwood(パルプ用材)	Chips and particles(チップ及びびパーティクル)	Wood residues (端材)	Other industrial roundwood(その他の産業用丸木)	Fuelwood and charcoal(薪材と木炭)	Fuelwood (incl chips, residues, pellets, brickets, etc.)(薪材、端材、ペレット、ブリケットなど)	Charcoal(木炭)	Sawnwood and sleepers(挽き材と枕木)	Railway sleepers (鉄道用枕木)	Sawnwood(製材)
07.100.30	食品微生物学											
11.120.10	薬剤											
13.060.20	飲料水											
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源											
55.040	包装材料及び付属品											
55.160	ケース、箱、クレート											
55.180.01	貨物の配送一般											
55.180.10	一般貨物コンテナ											
55.180.20	一般貨物パレット											
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格											
65.020.20	植物栽培											
65.120	飼料											
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般											
67.120.10	食肉及び食肉加工品											
71.100.61	精油											
75.160.10	固体燃料						○	○	○			
79.020	木材の製造プロセス											
79.040	木材、製材及び製材品	○	○	○		○						
79.060.01	木材パネル一般											
79.060.10	合板											
79.060.20	繊維合板及びびパーティクルボード											
79.060.99	その他の木材パネル											
79.080	ひき材半製品					○			○	○	○	
79.100	コルク及びびコルク製品											
85.040	パルプ			○								
85.060	紙及びび板紙											
85.080	紙製品											
85.080.01	紙製品一般											
85.080.10	事務用紙											
85.080.20	ティッシュペーパー											
85.080.30	段ボール紙											
85.080.99	その他の紙製品											
91.040.10	建築物一般											
91.060.01	建築物の構成要素一般											
91.060.10	壁、間仕切り、正面											
91.060.20	屋根											
91.060.30	天井、床、階段											
91.060.50	戸及び窓											
91.060.99	その他の建築物構成要素											
91.080.20	木材構造											
91.180	内装仕上げ											
97.140	家具											
97.180	種々の家庭用及び商業用設備											
97.200.20	楽器											
97.200.50	玩具											

ICSコード	PEFC Product Code	Engineered wood products(エンジニアード・ウッド)								
		4000	4010	4020	4030	4040	4050	4060	4070	4080
		Laminated Lumber Products (積層材)								
		Finger Jointed Lumber (継ぎ材)								
		Glue Laminated Products (グルーラーム)								
		Laminated Veneer Lumber (LVL)								
		Parallel Strand Lumber (PSL)								
		I-Joists / I-Beams (梁)								
		Trusses & Engineered Panels (トラス、エンジニアードパネル)								
		Other (その他)								
07.100.30	食品微生物学									
11.120.10	薬剤									
13.060.20	飲料水									
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源									
55.040	包装材料及び付属品									
55.160	ケース、箱、クレート									
55.180.01	貨物の配送一般									
55.180.10	一般貨物コンテナ									
55.180.20	一般貨物パレット									
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格									
65.020.20	植物栽培									
65.120	飼料									
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般									
67.120.10	食肉及び食肉加工品									
71.100.61	精油									
75.160.10	固体燃料									
79.020	木材の製造プロセス									
79.040	木材、製材及び製材品									
79.060.01	木材パネル一般	○								
79.060.10	合板		○	○	○	○	○			
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード									
79.060.99	その他の木材パネル							○	○	○
79.080	ひき材半製品									
79.100	コルク及びコルク製品									
85.040	パルプ									
85.060	紙及び板紙									
85.080	紙製品									
85.080.01	紙製品一般									
85.080.10	事務用紙									
85.080.20	ティッシュペーパー									
85.080.30	段ボール紙									
85.080.99	その他の紙製品									
91.040.10	建築物一般									
91.060.01	建築物の構成要素一般									
91.060.10	壁、間仕切り、正面									
91.060.20	屋根									
91.060.30	天井、床、階段									
91.060.50	戸及び窓									
91.060.99	その他の建築物構成要素									
91.080.20	木材構造									
91.180	内装仕上げ									
97.140	家具									
97.180	種々の家庭用及び商業用設備									
97.200.20	楽器									
97.200.50	玩具									



ICSコード	PEFC Product Code	Wood based panels(木製パネル)																					
		5000	5010	5020	5030	5031	5032	5040	5041	5042	5043	5044											
		Veneer sheets(単板)		Plywood(合板)		Particle board(パーティクルボード)		OSB		Other particle board(その他のボード)		Fibreboard(ファイバーボード)		MDF		HDF		Softboard(ソフトボード)		Hardboard(ハードボード)		Insulating board(断熱、絶縁、防音ボード)	
07.100.30	食品微生物学																						
11.120.10	薬剤																						
13.060.20	飲料水																						
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源																						
55.040	包装材料及び付属品																						
55.160	ケース、箱、クレート																						
55.180.01	貨物の配送一般																						
55.180.10	一般貨物コンテナ																						
55.180.20	一般貨物パレット																						
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格																						
65.020.20	植物栽培																						
65.120	飼料																						
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般																						
67.120.10	食肉及び食肉加工品																						
71.100.61	精油																						
75.160.10	固体燃料																						
79.020	木材の製造プロセス																						
79.040	木材、製材及び製材品																						
79.060.01	木材パネル一般	○	○																				
79.060.10	合板			○																			
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79.060.99	その他の木材パネル																						
79.080	ひき材半製品																						
79.100	コルク及びコルク製品																						
85.040	パルプ																						
85.060	紙及び板紙																						
85.080	紙製品																						
85.080.01	紙製品一般																						
85.080.10	事務用紙																						
85.080.20	ティッシュペーパー																						
85.080.30	段ボール紙																						
85.080.99	その他の紙製品																						
91.040.10	建築物一般																						
91.060.01	建築物の構成要素一般																						
91.060.10	壁、間仕切り、正面																						
91.060.20	屋根																						
91.060.30	天井、床、階段																						
91.060.50	戸及び窓																						
91.060.99	その他の建築物構成要素																						
91.080.20	木材構造																						
91.180	内装仕上げ																						
97.140	家具																						
97.180	種々の家庭用及び商業用設備																						
97.200.20	楽器																						
97.200.50	玩具																						

ICSコード	PEFC Product Code	Pulp(パルプ)									
		6000	6010	6020	6030	6040	6041	6042	6043	6044	6050
			Mechanical(機械パルプ)	Semichemical(セミケミカルパルプ)	Dissolving(溶解パルプ)	Chemical(化学パルプ)	Unbleached sulphite pulp(未ざらし亜硫酸パルプ)	Bleached sulphite pulp(ざらし亜硫酸パルプ)	Unbleached sulphate(kraft) pulp(未ざらし硫酸塩クラフトパルプ)	Bleached sulphate(kraft) pulp(ざらし硫酸塩クラフトパルプ)	Recovered paper
07.100.30	食品微生物学										
11.120.10	薬剤										
13.060.20	飲料水										
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源										
55.040	包装材料及び付属品										
55.160	ケース、箱、クレート										
55.180.01	貨物の配送一般										
55.180.10	一般貨物コンテナ										
55.180.20	一般貨物パレット										
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格										
65.020.20	植物栽培										
65.120	飼料										
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般										
67.120.10	食肉及び食肉加工品										
71.100.61	精油										
75.160.10	固体燃料										
79.020	木材の製造プロセス										
79.040	木材、製材及び製材品										
79.060.01	木材パネル一般										
79.060.10	合板										
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード										
79.060.99	その他の木材パネル										
79.080	ひき材半製品										
79.100	コルク及びコルク製品										
85.040	パルプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
85.060	紙及び板紙										○
85.080	紙製品										
85.080.01	紙製品一般										
85.080.10	事務用紙										
85.080.20	ティッシュペーパー										
85.080.30	段ボール紙										
85.080.99	その他の紙製品										
91.040.10	建築物一般										
91.060.01	建築物の構成要素一般										
91.060.10	壁、間仕切り、正面										
91.060.20	屋根										
91.060.30	天井、床、階段										
91.060.50	戸及び窓										
91.060.99	その他の建築物構成要素										
91.080.20	木材構造										
91.180	内装仕上げ										
97.140	家具										
97.180	種々の家庭用及び商業用設備										
97.200.20	楽器										
97.200.50	玩具										

ICSコード	PEFC Product Code	Paper and paper board														
		7000	7010	7011	7012	7013	7014	7020	7030	7031	7032	7033	7034	7040	7050	7060
		Graphic papers (印刷紙)														
		Newsprint (新聞巻取紙)														
		Uncoated mechanical (非塗工下級紙)														
		Uncoated woodfree (非塗工上質紙)														
		Coated papers (塗工紙)														
		Household and sanitary paper (家庭・衛生紙)														
		Packaging materials (包装用品)														
		Case materials (ケース用品)														
		Folding boxboards (折畳み箱用板紙)														
		Wrapping papers (包装紙)														
		Other papers mainly for packaging (主としてパッキングに使用される他の製品)														
		Other paper and paperboard (その他の紙及び板紙)														
		Converted paper products (加工紙製品)														
		Printed matter (印刷物)														
07.100.30	食品微生物学															
11.120.10	薬剤															
13.060.20	飲料水															
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源															
55.040	包装材料及び付属品								○			○	○			
55.160	ケース、箱、クレート									○						
55.180.01	貨物の配送一般															
55.180.10	一般貨物コンテナ															
55.180.20	一般貨物パレット															
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格															
65.020.20	植物栽培															
65.120	飼料															
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般															
67.120.10	食肉及び食肉加工品															
71.100.61	精油															
75.160.10	固体燃料															
79.020	木材の製造プロセス															
79.040	木材、製材及び製材品															
79.060.01	木材パネル一般															
79.060.10	合板															
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード															
79.060.99	その他の木材パネル															
79.080	ひき材半製品															
79.100	コルク及びコルク製品															
85.040	パルプ															
85.060	紙及び板紙	○	○	○				○								
85.080	紙製品															
85.080.01	紙製品一般															
85.080.10	事務用紙				○	○										
85.080.20	ティッシュペーパー							○								
85.080.30	段ボール紙													○		
85.080.99	その他の紙製品														○	○
91.040.10	建築物一般															
91.060.01	建築物の構成要素一般															
91.060.10	壁、間仕切り、正面															
91.060.20	屋根															
91.060.30	天井、床、階段															
91.060.50	戸及び窓															
91.060.99	その他の建築物構成要素															
91.080.20	木材構造															
91.180	内装仕上げ															
97.140	家具															
97.180	種々の家庭用及び商業用設備															
97.200.20	楽器															
97.200.50	玩具															

ICSコード	PEFC Product Code	Wood manufacturers(木材製品)																			
		8000	8010	8011	8012	8013	8020	8030	8031	8032	8033	8034	8035	8040	8050	8051	8052	8053	8054	8055	8060
07.100.30	食品微生物学																				
11.120.10	薬剤																				
13.060.20	飲料水																				
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源																				
55.040	包装材料及び付属品																				
55.160	ケース、箱、クレート				○																
55.180.01	貨物の配送一般	○																			
55.180.10	一般貨物コンテナ		○																		
55.180.20	一般貨物パレット					○															
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格				○																
65.020.20	植物栽培																				
65.120	飼料																				
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般																				
67.120.10	食肉及び食肉加工品																				
71.100.61	精油																				
75.160.10	固体燃料																				
79.020	木材の製造プロセス																				
79.040	木材、製材及び製材品	○																			○
79.060.01	木材パネル一般																				
79.060.10	合板																				
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード																				
79.060.99	その他の木材パネル																				
79.080	ひき材半製品																				
79.100	コルク及びコルク製品																				
85.040	パルプ																				
85.060	紙及び板紙																				
85.080	紙製品																				
85.080.01	紙製品一般																				
85.080.10	事務用紙																				
85.080.20	ティッシュペーパー																				
85.080.30	段ボール紙																				
85.080.99	その他の紙製品																				
91.040.10	建築物一般																				
91.060.01	建築物の構成要素一般							○													
91.060.10	壁、間仕切り、正面																				
91.060.20	屋根									○											
91.060.30	天井、床、階段										○										
91.060.50	戸及び窓								○	○											
91.060.99	その他の建築物構成要素											○	○								○
91.080.20	木材構造																				
91.180	内装仕上げ																				
97.140	家具						○														
97.180	種々の家庭用及び商業用設備													○	○			○		○	
97.200.20	楽器																		○		
97.200.50	玩具																○				

ICSコード	PEFC Product Code	Exterior products(外装製品)										Cork and cork products(コルク及びコルク製品)		Energy(エネルギー)		Non-wood products(非木製商品)		Wooden buildings(木造建築物)		Interior products(インテリア製品)		
		9000	9010	9020	9021	9022	9023	9030	11000	11010	11020	12000	13000	14000	01 JPN	02 JPN						
07.100.30	食品微生物学																					
11.120.10	薬剤																					
13.060.20	飲料水																					
27.190	生物由来及びその他の代替エネルギー源																					
55.040	包装材料及び付属品																					
55.160	ケース、箱、クレート																					
55.180.01	貨物の配送一般																					
55.180.10	一般貨物コンテナ																					
55.180.20	一般貨物パレット																					
55.180.99	貨物の配送に関するその他の規格																					
65.020.20	植物栽培																					
65.120	飼料																					
67.080.01	果実、野菜及び関連製品一般																					
67.120.10	食肉及び食肉加工品																					
71.100.61	精油																					
75.160.10	固体燃料																					
79.020	木材の製造プロセス																					
79.040	木材、製材及び製材品																					
79.060.01	木材パネル一般																					
79.060.10	合板																					
79.060.20	繊維合板及びパーティクルボード																					
79.060.99	その他の木材パネル																					
79.080	ひき材半製品																					
79.100	コルク及びコルク製品																					
85.040	パルプ																					
85.060	紙及び板紙																					
85.080	紙製品																					
85.080.01	紙製品一般																					
85.080.10	事務用紙																					
85.080.20	ティッシュペーパー																					
85.080.30	段ボール紙																					
85.080.99	その他の紙製品																					
91.040.10	建築物一般																					
91.060.01	建築物の構成要素一般																					
91.060.10	壁、間仕切り、正面																					
91.060.20	屋根																					
91.060.30	天井、床、階段																					
91.060.50	戸及び窓																					
91.060.99	その他の建築物構成要素																					
91.080.20	木材構造																					
91.180	内装仕上げ																					
97.140	家具																					
97.180	種々の家庭用及び商業用設備																					
97.200.20	楽器																					
97.200.50	玩具																					

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2014-07-11	製品PMプログラムマネージャ (製品)	製品技術委員会
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS Q17065の項番と整合</li> <li>・ SGEC-文書における以下の事項に関する改定による対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>製品評価要員力量要件明確化 (6.1)</li> <li>製品評価方法ガイダンス明確化 (7.4)</li> <li>「統合CoC管理事業体」審査明確化(7.1)</li> <li>PEFCロゴ・ライセンスのSGEC規定への取り込み(4.1.3)</li> <li>PEFCコードの追加によるICSコードの追加と対比表追加(7.7, 附属書4)</li> </ul> </li> <li>・ PEFC ST2001:2012第2版発行による改定</li> </ul>	2016-mm-dd	プログラムマネージャ (製品)	製品技術委員会

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者

公益財団法人 **日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。